

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく 富士川流域の減災に係る取組方針

平成28年8月29日 策定

(平成29年4月25日 改定)

(平成30年4月24日 改定)

(平成31年4月25日 改定)

(令和2年9月1日 改定)

(令和3年6月21日 改定)

富士川流域における減災対策協議会

北杜市、韮崎市、甲斐市、南アルプス市、昭和町、中央市、市川三郷町、富士川町、
甲州市、山梨市、笛吹市、甲府市、身延町、早川町、南部町、富士宮市、富士市、静
岡市、山梨県防災危機管理課、治水課、砂防課、静岡県交通基盤部河川砂防局、富
士土木事務所、静岡土木事務所、気象庁甲府地方气象台、静岡地方气象台、東日本
旅客鉄道株式会社 八王子支社、日本貨物鉄道株式会社、国土交通省関東地方整
備局甲府河川国道事務所、富士川砂防事務所、中部地方整備局富士砂防事務所

改定履歴

版数	発行日	改定履歴
第 1 版	平成 28 年 8 月 29 日	初版作成
第 2 版	平成 29 年 4 月 25 日	2. 本協議会の構成員 北杜市、早川町の追加 6. 概ね 5 年で実施する取組 取組機関数の修正
第 3 版	平成 30 年 4 月 24 日	4. 現状の取組状況 現状と課題へ追記 6. 概ね 5 年で実施する取組 取組項目の変更
第 4 版	平成 31 年 4 月 25 日	1. はじめに 背景の追記 6. 概ね 5 年で実施する取組 取組項目の再編成
第 5 版	令和 2 年 9 月 1 日	2. 本協議会の構成員 東日本旅客鉄道株式会社、 日本貨物鉄道株式会社の追加
第 6 版	令和 3 年 6 月 21 日	1. はじめに 背景の追記 3. 富士川の概要と水害リスク 過去の被害を追加 4. 現状の取組状況 近年出水等を踏まえて現状、 課題を追記 5. 減災のための目標 期間の表記 6. 概ね 5 年で実施する取組 再編成した取組項目 の追加 7. フォローアップ 方針の修正

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川の堤防決壊などにより、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が生じた。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。

このことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のあり方について～社会意識の改革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

国土交通省では、委員会の答申を踏まえ、新たに「水防災意識社会再構築ビジョン」として、全ての国河川とその氾濫により浸水のおそれのある市町村(109 水系、730 市町村)において、水防災意識社会を再構築する協議会を新たに設置して減災のための目標を共有し、令和 2 年度を目処にハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

富士川流域においては、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として取組を行うこととし、地域住民の安全安心を担う沿川の韭崎市、甲斐市、南アルプス市、昭和町、中央市、市川三郷町、富士川町、甲州市、山梨市、笛吹市、甲府市、身延町、南部町、富士宮市、富士市、静岡市、山梨県、静岡県、気象庁、国土交通省で構成される「富士川流域における減災対策協議会」(以下「本協議会」という。)を平成 28 年 4 月 27 日に設立した。

このような中、平成 28 年 8 月に発生した、台風 10 号等の一連の台風による甚大な被害を受け、平成 29 年 1 月に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して、「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」が答申され、直ちに水防災意識社会再構築の取組を加速し、都道府県が管理する中小河川においても本格展開するべきであると提言された。

このことから、富士川流域においても平成 29 年 4 月 25 日に北杜市、早川町が構成員として加わった。

さらに、同年 6 月 20 日には、両答申において実施すべきとされた事項のうち、緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、国土交通大臣指示に基づき、概ね 5 年で取り組むべき各種取組に関する方向性、具体的な進め方や支援等について、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画(以下、「緊急行動計画」という。)としてとりまとめられた。

本協議会では、富士川の地形的特徴や被害状況、現状の取組状況の共有を図るとともに、以下の水害リスクを抽出した。

- 天井川となっている甲府盆地では、氾濫すると家屋流失等の甚大な被害が発生しやすい
- 天井川周辺の地域では、降雨時の排水不良に伴う内水被害が度々発生している
- 急流河川であり、降雨のピークと洪水のピークとの間隔が短いため、被害発生までの時間が短い
- 大規模洪水時には、土砂堆積により水位が上昇することがある
- 甲府盆地は貯留型の氾濫形態であり、浸水時間が長期化するとともに浸水深が深くなる
- 中流部の山間には、氾濫ブロックが多数点在し、各ブロック毎の対応が必要
- 下流部には加島平野が広がっており、拡散型の氾濫形態である

この水害リスクに対し、本協議会においては、『土砂流出の多い急流河川の特徴を踏まえ、富士川水系の直轄管理区間及びその氾濫エリア内の主要支川で発生しうる大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」や防災機能の維持を含む「社会経済被害の最小化」を目指す』ことを目標として定め、令和 2 年度までに各構成員が連携して取組み、「水防災意識社会」の再構築を行うこととして、以下のような取組をとりまとめた。

- ハード対策として、洪水を河川内で安全に流す対策として堤防・護岸整備などの実施、避難行動等に資する水位計等の整備、水防活動を迅速に行うための河川防災ステーションの整備、防災行政無線の改良など
- ソフト対策として、円滑かつ迅速な避難行動等に資するためのチェックリストやタイムラインの作成及び訓練の実施、広域避難計画の策定と支援システムの更新、水防団（消防団）等との重要水防箇所との共同点検、要配慮者利用施設等と連携した避難計画の作成及び訓練の促進、排水ポンプ車等の運用・配置シミュレーション訓練、排水機能を確保するための霞堤の保全など

平成 30 年 7 月豪雨災害では日本付近に停滞する梅雨前線と南海上に発生した台風第 7 号によって、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的豪雨が発生した。その結果、広域的かつ同時多発的に河川の氾濫や土石流等が発生し、都市中心部での電気や上下水道等のライフラインや交通インフラ等の被災によって、甚大な社会経済被害が発生した。

これを踏まえ、平成 30 年 12 月に大規模広域豪雨に対する対応について、基本的な考え方を示すとともに、緊急的に実施すべき対策を具体的に提示した「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」が答申された。

この答申で、関係機関の連携によるハード対策の強化に加え、大規模氾濫減災協議会等を活用し、多くの関係者の事前の備えと連携の強化により、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させる対策の強化を緊急的に図るべきである、とされていることを踏まえ、平成 31 年 1 月に緊急行動計画が改定され、取り組むべき施策について、具体的な進め方、国土交通省の支援等の充実が図られた。

令和元年台風第 19 号等を踏まえ、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、関係省庁の密接な連携の下、速やかに必要な措置を講じることとし、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針(令和元年 12 月 12 日 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議)」が定められたことから、全ての既存ダムを対象に検証しつつ、基本方針で定めた施策の検討を、河川管理者、ダム管理者及び関係利害者との間において、計画的に推進することを目的として、既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針に基づく協議会を設立した。

令和元年東日本台風をはじめ、平成 30 年 7 月豪雨や平成 29 年九州北部豪雨等、近年激甚な水害が頻発しているところであり、さらに、今後、気候変動による降雨量の増大や水害の激甚化・頻発化が予測されている。

国土交通大臣の諮問機関である、社会資本整備審議会より、令和 2 年 7 月に「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について 答申」がとりまとめられた。答申では、流域全体で治水対策を行う「流域治水」へ転換すべきであると提言された。

今後の水災害リスクの増大に備えるため、河川・下水道等の管理者が主体となって行う対策に加え、氾濫域も含め一つの流域として捉え、その河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」への転換を進めることが必要となる。このことを踏まえ、全国の各一級水系において、流域治水協議会を設置のうえ、流域全体で緊急的に実施すべき流域治水対策の全体像を「流域治水プロジェクト」として、策定・公表し、流域治水を計画的に推進することとなった。

気候変動による水災害の激甚化・頻発化に対し、外力の増大に対する整備のスピードを考えると、従来の管理者主体の河川区域を中心としたハード整備だけでは、計画的に治水安全度を向上させていくことは容易でない。このため、従来の管理者主体の事前防災対策を加速させると同時に、降雨が河川に流出し、さらに河川から氾濫する、という水の流れを一つのシステムとして捉えられるよう、集水域と河川、氾濫域を含む流域全体で、かつ、これまで関わってこなかった流域の関係者まで含め流域全員参加で被害を軽減させていくことが必要である。

「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」のとりまとめ(令和 2 年 7 月 6 日)を踏まえ、富士川流域においても、流域治水を計画的に推進するため「富士川流域治水協議会」を令和 2 年 9 月 9 日に設置した。令和 2 年度末には富士川水系流域治水プロジェクトを策定・公表している。

このような情勢等を踏まえ、これまでの取組方針に対し、緊急行動計画改定を反映するとともに、構成機関として東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社を新たに加え、令和 7 年度までに、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として各構成機関が計画的・一体的に取り組む事項について、新たな「富士川流域の減災に係る取組方針」(以下「取組方針」という。)としてとりまとめた。

今後、本協議会においては、本取組方針に基づき、関係機関が連携し「水防災意識社会」の一刻も早い再構築を進めるものとする。

2. 本協議会の構成員

本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関（以下「構成機関」という。）は、以下のとおりである。

構成機関	構成員
北杜市	市 長
韮崎市	市 長
甲斐市	市 長
南アルプス市	市 長
昭和町	町 長
中央市	市 長
市川三郷町	町 長
富士川町	町 長
甲州市	市 長
山梨市	市 長
笛吹市	市 長
甲府市	市 長
身延町	町 長
早川町	町 長
南部町	町 長
富士宮市	市 長
富士市	市 長
静岡市	市 長
山梨県	
県土整備部	技 監
防災局	次 長
治水課	課 長
砂防課	課 長
静岡県	
交通基盤部河川砂防局	局 長
富士土木事務所	事務所長
静岡土木事務所	事務所長
気象庁	
甲府地方气象台	台 長
静岡地方气象台	台 長
東日本旅客鉄道株式会社	執行役員 八王子支社長
八王子支社	
日本貨物鉄道株式会社	部長

構成機関	構成員
安全推進部	
国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所 富士川砂防事務所	事務所長 事務所長
国土交通省 中部地方整備局 富士砂防事務所	事務所長

3. 富士川の概要と水害リスク

(1) 地形的特徴

富士川は、以下の地形的特徴を有している。

- ①富士川は、糸魚川・静岡構造線が縦断し土砂生産量が多く、出水時の土砂流出が多いことから、流れが集まる甲府盆地では土砂が堆積し、天井川となっている
- ②平均河床勾配が 1/240 と典型的な急流河川である
- ③甲府盆地は、お椀の底のような低平地形となっている
- ④中流部は、山間を蛇行して流下する
- ⑤下流部には、加島平野が広がっている

(2) 過去の被害状況と河川改修状況

過去の洪水被害としては、富士川では清水端地点における戦後最大流量 6,800m³/s(推定)を記録した昭和 57 年 8 月洪水で死者 7 名、家屋浸水 1,155 戸、笛吹川では昭和 34 年 8 月洪水で死者・行方不明 90 名、家屋浸水 14,495 戸の甚大な被害が発生している。

※出典:昭和 34 年洪水(高水速報)、昭和 57 年洪水(水害統計)

近年では、平成 3 年 9 月洪水に富士川中流部において内水氾濫による被害、平成 15 年、平成 23 年には堤防に達する河岸侵食が発生している。

これらの被害を受け、平成 18 年には「富士川水系河川整備計画」が策定され、浸水防止対策(築堤)、河岸侵食対策(護岸整備)、広域防災対策(防災ステーション)等が進められている。

平成 31 年度(令和元年度)には、10 月 11 日～13 日の台風 19 号(令和元年東日本台風)により、釜無川の 4 箇所、笛吹川の 7 箇所、富士川の 6 箇所で河岸浸食や堤防護岸の損傷が発生、富士川の富士市北松野地先では、観測所のケーブルが切断する被害が起こった。

(3) 富士川流域の社会経済等の状況

富士川流域の人口や資産は、甲府盆地周辺や加島平野に集中している。

また、交通網は首都圏と中部圏の産業を結ぶ動脈として整備が進められ、甲府盆地には JR 中央本線、中央自動車道、国道 20 号等が、加島平野には JR 東海道新幹線及び東海道本線、東名高速道路、国道 1 号等が整備されている。更に、防災拠点となる市役所をはじめ消防署も多数あり、浸水被害が発生した場合には、社会経済への影響や防災機能の低下が懸念される。

(4) 水害リスク

富士川流域で想定される水害リスクは、以下のとおりである。

- ①天井川となっている甲府盆地では、氾濫すると家屋流失等の甚大な被害が発生しやすい
- ②天井川周辺の地域では、降雨時の排水不良に伴う内水被害が度々発生している
- ③急流河川であり、降雨のピークと洪水のピークとの間隔が短いため、被害発生までの時間が短い
- ④大規模洪水時には、土砂堆積により水位が上昇することがある
- ⑤甲府盆地は貯留型の氾濫形態であり、浸水時間が長期化するとともに浸水深が深くなる
- ⑥中流部の山間には、氾濫ブロックが多数点在し、各ブロック毎の対応が必要
- ⑦下流部には加島平野が広がっており、拡散型の氾濫形態である

4. 現状の取組状況

富士川流域における減災対策について、各構成員が現在実施している主な減災に係る取組と課題は、以下のとおりである。

①情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	現状と課題(○:現状、●:課題)	片括弧数字は課題番号
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング (a)	○河川水位の動向に応じて、住民避難等に資する洪水予報を河川管理者と気象台が共同で発表し、自治体への連絡と報道機関等を通じて住民への周知を行っている ○決壊、溢水等の重大災害が発生する恐れがある場合には、河川管理者から関係自治体首長に対して情報伝達(ホットライン)をしている ○水位周知河川について特別警戒水位到達情報を河川管理者が発表している	
	●河川管理者の発表・公表している情報が、自治体や住民といった受け手側にはわかりにくく、適切な行動に結びつかないことが懸念される	1)
	●雨量・水位等の予測精度のさらなる向上が望まれる	2)
	●洪水予報等の防災情報の意味やその情報により住民の取るべき行動について理解促進を図る必要がある	47)
避難指示等の発令基準 (b)	○避難指示等の発令に関する内容を地域防災計画に記載し、その内容に基づき発令している ○河川管理者と気象庁が共同で行う洪水予報の発表や水位観測所の水位情報を参考に、避難指示等の発令を行っている ○確実に避難指示等の判断を行うためのツールとして、チェックリスト、タイムラインの作成を行っている	
	●自治体によっては、避難指示等の発令に関する具体的な数値基準、対象区域が決まっていないところがあり、洪水時には、時間的に余裕のない中で適切な判断が求められている	3)
	●漏水などの被災情報を早期に入手する必要がある	4)
	●自治体によっては、河川水位情報が公開されていない	5)
	●発令基準策定に向けては、専門家などの支援が必要である	6)
	●雨量・水位等の予測精度のさらなる向上が望まれる	7)
	●避難指示等の情報伝達が自主防災組織・水防団等に十分になされていないことが懸念される	8)
	●洪水時には、土砂災害、内水氾濫等も発生すると想定されるため、発令基準や範囲が混在する	9)
	●住民に危機感が伝わるような情報となっていないことが懸念される	10)

項目	現状と課題(○:現状、●:課題) 片括弧数字は課題番号	
	●令和元年東日本台風の実績からタイムラインの課題抽出及び改善の実施、タイムラインを活用した訓練が必要である	48)
	●夜間や早朝における避難指示等が発令された場合、円滑かつ迅速な避難を行うための取組促進が必要である	49)
避難場所・避難経路 (c)	○避難場所として公共施設等を指定し、水害ハザードマップ等で周知している	
	○河川管理者は、自治体で作成する洪水ハザードマップの作成支援を行っている	
	●避難場所、避難経路が大規模氾濫により浸水する場合には、住民の避難が適切にできないことが懸念される 避難を決断した際には内水等で既に周辺が危険になっていて円滑に避難できない場合や、避難中の被災が懸念される	11)
	●現行のハザードマップには安全確保行動(水平・垂直避難、広域避難等)に関する情報の記載がないため、住民が適切に避難できないことが懸念される	12)
	●堤防が決壊した場合等に想定される浸水域、浸水深などの避難に関する情報は水害ハザードマップ等で周知しているが、住民には十分に認知されていない懸念がある	13)
	●想定最大規模洪水や土砂災害を考慮したハザードマップになっていない	14)
	●新型コロナウイルス感染症対策として、避難所の収容人数を制限しているため、避難所の更なる見直しの必要がある	50)
住民等への情報伝達の体制や方法 (d)	○雨量、水位等の情報をホームページ、SNS、NHK・CATV のデータ放送、防災行政無線などにより伝達している	
	●ホームページ、SNS 等の情報は、高齢者等要配慮者など一部の住民には伝わらないことが懸念される	15)
	●複数ルートによる情報伝達方法が確立されていない	16)
	●住民に危険性や切迫感を伝えられず、避難行動に結びついていないことが懸念される	17)
	●防災行政無線など屋外への放送手段が不足している	18)
	●大雨、暴風により防災行政無線や広報車からの情報が聞き取りにくい	51)
避難誘導体制 (e)	○避難誘導は、市職員、警察、水防団(消防団)が実施している	
	●市職員、警察、水防団(消防団)にて誘導しているが、人員は不足している	19)
	●要配慮者等に対する避難誘導支援が望まれる	20)
	●避難誘導体制が不十分である	21)
	●自主防災組織の充実などを図る必要がある	52)

項目	現状と課題(○:現状、●:課題) 片括弧数字は課題番号	
平時からの住民等 への周知・教育・訓練 (f)	○ハザードマップ等の防災情報の配布、防災訓練、出前講座などを実施している ○ホームページ、データ放送等により雨量、水位及び気象情報を提供している	
	●ハザードマップ等の防災情報が認知されていない懸念がある 市町村の避難情報が発令され、ハザードマップ等の土地のリスク情報も周知されていても、一部では、その重要性や意味が十分に理解されず、切迫感が伝わっていない等の理由から、避難行動を決断できない住民が存在し、高齢者を中心に人命被害が発生する懸念がある	22)
	●自治体によっては、水害に対する避難訓練が実施されていない	23)
	●住民への防災気象情報の周知・教育は出前講座だけでは不十分なおそれがある	24)
	●出前講座を行う人員が不足し、十分な周知、教育が行われてない懸念がある	25)
	●自主防災会役員の任期が短期間のため、周知・教育・訓練が不十分であるおそれがある	26)

※各項目の課題番号は、後述の「6. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応

②水防に関する事項

項目	現状と課題(○:現状、●:課題) 片括弧数字は課題番号	
河川水位等に係る 情報提供 (g)	○国土交通省では、直轄河川における基準水位観測所の水位に則して「水防警報」を発令している	
	○ホームページ、データ放送等により雨量、水位及び気象情報を提供している	
	○市町の水防本部より水防団(消防団)に防災無線や消防無線、防災メール等で連絡している	
	●インターネット、携帯電話、スマートフォンを利用しない高齢者等要配慮者に情報が伝わっていない懸念がある	27)
	●情報伝達機器が不足し、水防団(消防団)への連絡に時間を要している	28)
	●防災情報が住民に認知されていないおそれがある	29)
河川の巡視 (h)	<事前の巡視> ○自治体、水防団(消防団)などと重要水防箇所の合同巡視を実施している	
	●重要水防箇所について、県、市町の職員、水防団(消防団)への周知が不十分であることが懸念される	32)
	<出水時の巡視> ○出水時には、河川管理施設を点検するため河川巡視を実施している	
	●河川によっては、洪水時の「浸透」「侵食」に関する監視体制が不十分であることが懸念される	33)
	●水防団(消防団)等や巡視の人員が不足している	34)
	●夜間の氾濫や同時多発的な被害発生時等、現地の状況を確実に把握する必要がある	53)
水防資機材の整備 状況 (j)	○土嚢袋やロープ、ブルーシート等を庁舎、水防倉庫、防災ステーションなどに用意している	
	○洪水が発生した際に浸水を早期解消することを目的として、排水ポンプ車を効率的に運用するための排水作業準備計画書(案)を作成している	
	●資機材の補充等が的確に行われていない懸念がある	35)

項目	現状と課題(○:現状、●:課題) 片括弧数字は課題番号	
水防活動の担い手不足 (k)	○水防巡視等の水防活動を行う水防団(消防団)が避難誘導等の任務も担っている	
	●水防団(消防団)が減少・高齢化等している中でそれぞれの受け持ち区間全てを回りきれないことや、定時巡回ができないおそれがある	36)
	●水防活動を担う水防団(消防団)は、水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が少なく、的確な水防活動ができないことが懸念される	37)
自治体庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応 (m)	○水防計画または防災計画の初動規定(マニュアル)に基づき対応を行っている	
	○一部自治体では、浸水想定に対応した庁舎の建設を行っている。また、庁舎が浸水区域に含まれることから、各支所へ機能を移転する計画を持っている自治体もある	
	●庁舎1階部分に自家発電施設やサーバー室などがあり、大規模水害時には機能の低下・停止が懸念される	39)
	●水害時には機能移転を行うが、大規模氾濫により移動経路が浸水する場合には、機能の低下・停止が懸念される	40)

※各項目の課題番号は、後述の「6. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応

③氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目	現状と課題(○:現状、●:課題)	片括弧数字は課題番号
排水施設、排水資機材の操作・運用 (n)	○出水時の樋門等の操作は、操作規則を定めて開閉等を実施している	
	○排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器は平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機材を扱う職員等への教育体制も確保し、常時、災害発生に対応した出動態勢を確保している	
	○自治体が管理する排水施設は、市職員もしくは水防団(消防団)等に委託して管理・操作を行っている	
	●決壊を伴う大規模氾濫時等における排水機場、水門、樋門等の操作・運転状況に関わる情報を共有する仕組みが無い。 一定規模の豪雨に対しては、下水道、ポンプ施設等の様々な施設によって地域の安全が確保されているが、その能力を超過した豪雨が発生する場合には、被害が発生することが十分に住民に理解されていない。また、あらかじめそのような状況になった場合の土地のリスク情報やリアルタイムの施設の操作情報なども住民に周知されておらず、住民の切迫感につながらない懸念がある	41)
	●出水時は複数の災害現場に対応する必要があるため、樋門等の操作ができる人員が不足するおそれがある	42)
	●資機材の調達方法、ルートが確立が十分ではない	43)
	●大規模浸水では、排水施設、排水資機材の不足が懸念される	44)

※各項目の課題番号は、後述の「6. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応

④河川管理施設の整備に関する事項

項目	現状と課題(○:現状、●:課題)	片括弧数字は課題番号
堤防等河川管理施設の現状の整備状況 (p)	○流下能力向上対策、浸透・侵食対策としての築堤・護岸の整備を行っている	
	○河川防災ステーションの整備を行っている	
	●堤防高が十分でない河川では、越水のリスクが高く、逃げ遅れが懸念される	45)
	●中小河川の監視機器が十分整備されていない	46)

※各項目の課題番号は、後述の「6. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応

5. 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を実施することで、各構成員が連携して第2期(令和3年度～令和7年度)で達成すべき減災目標は第1期に引き続き以下のとおりとした。

【5年間で達成すべき目標】

土砂流出の多い急流河川の特徴を踏まえ、富士川水系の直轄管理区間及びその氾濫エリア内の主要支川で発生しうる大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」や、防災機能の維持を含む「社会経済被害の最小化」を目指す。

※大規模水害……想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害

※逃げ遅れ……立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態

※社会経済被害の最小化……大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態

上記目標の達成に向け、洪水を河川内で安全に流すハード対策に加え、以下の項目を3本柱とした取組を実施する。

- ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組
- ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動等の取組
- ③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動及び施設運用の強化

6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。

また、次のことを踏まえて取組を実施していく。

新型コロナウイルス感染症の拡がり等を勘案し、国や県の衛生部局が発信する感染症の発生状況や感染予防に関する事項を共有し、感染症を踏まえながら本協議会の開催や減災対策に係る取組を実施する。

流域のあらゆる関係者が連携して、災害からの被害を防止・軽減するために取組を実施していくこととしており、本協議会では、流域治水を計画的に推進するための検討・実施状況の確認等を行う流域治水部会との協議・情報共有を行いながら、減災対策に係る取組を実施する。

(1) ソフト対策の主な取組

各参加機関が実施するソフト対策のうち、取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

① 避難：円滑かつ迅速な避難のための取組

取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
◆逃げ遅れゼロに向けた実施機関の協働・支援等	a,b,c,e,f,g		
1.河川管理者から自治体への情報提供の充実を図るため、避難指示の発令に着目したチェックリスト・タイムラインの見直し及びタイムラインに基づく訓練の実施	3),31),48),49)	引き続き実施	国土交通省 気象庁 山梨県 静岡県 市町
2.避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認	3),7),8),9),49)	引き続き実施	国土交通省 山梨県 市町
3.ダム放流情報を活用した避難体系の確立	1),47),17),21)	令和3年度から順次実施	国土交通省 市町
4.多機関連携型タイムラインの拡充	3),7),8),9),48)	引き続き実施	国土交通省 気象庁 山梨県 静岡県 市町
5.洪水対応情報伝達演習の実施	1),8)	引き続き実施	鉄道事業者 国土交通省 気象庁

取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
			山梨県 静岡県 市町
6.「避難判断基準等検討支援システム」の更新・活用	11),31),49)	引き続き実施	国土交通省 静岡県 市町
7.ハザードマップの作成、活用、周知による災害リスクの提供	11),14),22)	順次実施	国土交通省 山梨県 静岡県 市町
8.適切な土地利用の促進	14)	引き続き実施	国土交通省 山梨県 静岡県 市町
9.住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	17),47)	引き続き実施	国土交通省 山梨県 静岡県 市町
10.災害リスクの現地表示	11),17),50)	引き続き実施	国土交通省 山梨県 静岡県 市町
11.広域避難体制の構築	11),17),50)	順次実施	鉄道事業者 国土交通省 山梨県 静岡県 市町
12.要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進	20)	引き続き実施	鉄道事業者 国土交通省 気象庁 山梨県 静岡県 市町
◆防災・気象情報等の配信方法の充実・精度向上等	a,b,d,g,p		
13.危険度の的確な把握及び自治体の避難判断のための富士川水系情報提供システムの活用	1),4),5),6),9), 10),17),28),29), 31),46)	引き続き実施	国土交通省 静岡県 市町
14.防災情報の充実や表現の工夫	1),10),17),29)	順次実施	国土交通省 気象庁 山梨県 静岡県

取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
15.防災・気象情報等の配信方法の充実	1),5),10),15), 16),17),18),27), 28),29),30),51)	順次実施	市町 国土交通省 気象庁 山梨県 静岡県 市町 鉄道事業者
16.観測体制の充実や予測技術の高度化	1),2),4),5),6),7), 9),10),17),28), 29),31),46)	順次実施	国土交通省 山梨県 静岡県 市町
17.洪水予測や河川水位の状況に関する解説	1),10),17),29)	順次実施	国土交通省 山梨県 静岡県 市町
18.防災施設の機能に関する情報提供の充実	17)	引き続き実施	国土交通省 山梨県 市町 鉄道事業者
◆セミナー・防災教育・訓練、計画策定等	a,c,f,m,g		
19.緊急行動トップセミナーの開催	1)	引き続き実施	国土交通省 市町
20.防災教育の促進	13),17),22), 24),25),47)	引き続き実施	国土交通省 気象庁 山梨県 静岡県 市町
21.災害の伝承	24),26)	令和3年度から順次実施	国土交通省 市町
22.共助の仕組みの強化	1),12),17),22), 23)	引き続き実施	国土交通省 山梨県 静岡県 市町 鉄道事業者
23.市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	39),40)	引き続き実施	国土交通省 市町 鉄道事業者
24.業務継続計画の策定	39),40)	引き続き実施	国土交通省 山梨県 市町 鉄道事業者
25.総合的な土砂管理	14),45)	順次実施	国土交通省

② 水防：的確な水防活動のための取組

取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
◆点検強化 26.重要水防箇所の見直し	c,f,g,h,k 31),32),33)	引き続き実施	国土交通省 山梨県 静岡県 市町
27.防災計画に基づく水防資機材の配備	35)	引き続き実施	国土交通省 山梨県 市町 鉄道事業者
28.共同点検・合同巡視の実施	13),23),32),33)	引き続き実施	国土交通省 山梨県 静岡県 市町
29.関係機関が連携した実働水防訓練の実施	37),38)	引き続き実施	国土交通省 山梨県 静岡県 市町 鉄道事業者
◆体制確保 30.災害時巡視システムによる被災情報の共有	b,e,f,g,h,k 4),8),28),33), 34),53)	引き続き実施	国土交通省 市町
31.水防活動の担い手となる水防団(消防団)員の確保。また、水防協力団体の募集・指定の促進	19),36),52)	引き続き実施	国土交通省 山梨県 市町
32.水防関係者間での連携、協力に関する検討	28),32),52),53)	引き続き実施	国土交通省 山梨県 市町 鉄道事業者
33.自主防災会等の強化・育成及び水防活動への参加を促進	21),26),34),36), 47),52)	引き続き実施	国土交通省 山梨県 静岡県 市町

③ 排水：氾濫水の排水、浸水被害軽減等に関する取組

取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
◆実践強化	k,n		
34.排水機場、樋門、水門の操作情報の共有。内水排除施設及び排水ポンプ車の運用・配置シミュレーション訓練	41),42)	引き続き実施	国土交通省 山梨県 静岡県 市町
35.排水施設、排水資機材の運用方法の改善	44),45),46)	引き続き実施	国土交通省 山梨県 市町
36.排水ポンプ車等、災害対応による機器の操作講習会の実施	37),42)	引き続き実施	国土交通省 山梨県 静岡県 市町
◆機能保全	n		
37.氾濫水を河道に戻す、排水機能を確保するための霞堤の機能保全	44)	引き続き実施	国土交通省 山梨県 市町
38.排水設備の機能保全	44)	引き続き実施	国土交通省 山梨県 市町

(2)ハード対策の主な取組

各参加機関が実施するハード対策のうち、取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

基盤：河川管理施設等の整備等に関する事項(基盤等ハード整備に関する事項)

取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
◆堤防及び諸施設の整備・機能確保等	c,j,m,n,p		
39.流下能力対策としての築堤・護岸の整備	45)	引き続き実施	国土交通省 山梨県 静岡県 市町
40.侵食洗堀対策としての築堤・護岸の整備	45)	引き続き実施	国土交通省 市町
41.本川と支川の合流部等の対策		引き続き実施	国土交通省 山梨県 市町
42.多数の家屋や重要施設等の保全対策		引き続き実施	国土交通省 山梨県 市町
43.当面堤防整備が出来ない区間の堤防天端の保護(危機管理型ハード対策)	45)	引き続き実施	国土交通省 市町
44.当面堤防整備が出来ない区間の裏法尻の補強(危機管理型ハード対策)	45)	引き続き実施	国土交通省 市町
45.避難場所として活用できる堤防整備(宇坪地区、富士川地区)	11),45),54)	引き続き実施	国土交通省 市町
46.応急的な退避場所の確保	11),54)	引き続き実施	国土交通省 山梨県 市町
47.水防活動に必要な緊急用資機材の備蓄、資材の搬出入やヘリコプターの離発着のための防災ステーションの整備(木島地区)	35),43)	引き続き実施	国土交通省
48.洪水時の庁舎等の機能確保のための対策(耐水化、非常用発電等の整備)の充実	39),40)	引き続き実施	市町 鉄道事業者
◆情報伝達等に係る機器等の整備	a,b,c,d,g,p		
49.河川管理の高度化の検討、早期復興を支援する事前の準備	45) 39),46)	引き続き実施	国土交通省 山梨県 市町

7. フォローアップ

各構成機関の取組については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

なお、本協議会は、今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集したうえで、随時、取組方針を見直すこととする。